

阻止！ 悪改制度勤乗動



勤労千葉

84. 2. 16

No. 1565

国鉄千葉動力車労働組合

千葉市要町二一八（動力車会館）
（鉄電）二九三五・六（公衆）〇四七二（22）七二〇七

「本部」革マルの裏切を粉砕 し無協定も辞さず印おう

国鉄当局は、動力車乗務員の「働き度」を高め国鉄二〇万人台体制に国鉄労働運動解体を現実しようとする、勤乗勤制度改悪の三月末、六月末集約160・3実施にむけた攻撃を開始しています。

労組法第十五条の「有効期間の定めのない協定をタテに、勤労「本部」革マルと手を組んだ片仕切りによる改悪を強行しようとする当局の策動を断固粉砕するために、勤労千葉の総力をあげて反撃の闘いに決起しようではありませんか。

勤乗勤改悪は国鉄労働運動解体に むけた攻撃

国鉄当局は、現行動力車乗務員の勤務を規定している「内達一号」「18協定」「諸通達」等、動力車乗務員の勤務制度を一つの協定にまとめ、勤乗勤制度改悪の提案を行ってきています。

すなわち、三回にわたる時間短縮でかちとってきた、四週を平均して一週平均四〇時間、一日平均六時間四〇分の「労働時間」を、四週を平均して一週平均四八時間、一日平均八時間まで働かせることができるようにすることをはじめ「超過勤務」「待合わせ時間」「一継続乗務キロ」「一基準日当り乗務キロ」等、動力車乗務員の勤務制度をことごとく改悪しようとするものです。

すでに何度も明らかにしてきたように、この攻撃の本質は、動力車乗務員の「働き度」を私鉄労働者並以上にたかめることをとおして、国鉄労働運動の中軸を担う動力車乗務員の戦闘性を骨抜きにし、国鉄労働運動の解体を狙ったものであり、それは単に乗務員のみならず、国鉄内全職種の勤務制度改悪の突破口をなす攻撃なのです。

政府自民党・国鉄当局・勤労「本部」 革マル一体となつた攻撃

一九八二年早々に始まった「ヤミ・カラ・国賦」キャンペーンに便乗し、「職場規律の確立」を口実とする慣行・既得権剥奪攻撃にのりだした国鉄当局は、七月の臨調答申を受けて「緊急十一項目」の実施を次々と強行してきました。

この二年間あまりの間に、乗車証をはじめとする多くの既得権が奪われるとともに、合理化、賃金抑制により国鉄労働者の生活と権利は大きく脅かされてきました。さらに、労働組合が真正面から闘いを組織しえない状況の中で、とりわけ勤労

「本部」革マルを手先に使い「現協協約」「昇給協定」をはじめとする「協定」の一方的改悪をも強行してきました。

そして当局は、いよいよ勤乗勤制度という本丸に手をつけ、60・3実施にむけた策動を強めているのです。

3・25三里塚決起・84春闘と結合 した闘いで阻止しよう

当局は、昨年六月末決着が粉砕されるや、直ちに「職労第一九五号」を提示し、「有効期間の定めのない協定」をタテに協定改訂期間を三月三一日とし、三月三一日まで集約できない場合は勤乗勤に関連する現行18協定を破棄し、就業規則の改悪を強行しようとしています。

勤労千葉は五回にわたる内達対策委員会を開催するとともに、勤乗勤改悪は第一に労働条件を悪化させるもの、第二に合理化による運転保安上の矛盾が、すべて乗務員にしわよせされている状況をさらに悪化させるもの、第三に休息时间、食事時間、すいみん時間等、憲法で明記された健康で文化的な生活と逆行するものとの立場から「申13号」を発売し、提案の撤回と組合案による労働条件の改善を要求してきました。

当局は、勤労「本部」革マルと一体となつて、三月末、六月末集約を意図していますが、勤労千葉はこの間の交渉経緯にふまえた「申し入れ」による団体交渉を、運転保安闘争と結合して展開し全国の国鉄労働者の決起を呼びかけるとともに、あらゆる戦術を駆使し無協定も辞さず闘いぬく決意を明らかにします。

国鉄労働運動の命運を左右するといつても決して過言ではない勤乗勤改悪阻止の闘いを、3・25三里塚への決起、84春闘と結合させた全組合員の決起で勝利しようではありませんか。